

## 佐賀県職員措置請求監査報告書

### 第1 請求のあった日

平成21年5月27日

### 第2 請求人

(佐賀県民38名)

### 第3 措置請求の内容

#### 佐賀県知事に関する措置請求の要旨

##### 1 請求の要旨

佐賀県農林水産物等輸出促進協議会が、2008年9月と11月に実施した未検疫佐賀牛のアラブ首長国連邦ドバイへの故意による違法な持ち込みが原因となって、国庫補助金19,553,028円を国へ返還した。県知事は、当時の佐賀県農林水産物等輸出促進協議会会長（県流通課課長）及び同協議会職員（県流通課職員）3名に対し、佐賀県が負担金として措置した同協議会の国庫補助金返還19,553,028円の損害賠償請求権を有するのにそれを行おうとしない。これは県の財産の管理を怠る事実該当する。よって、国庫補助金19,553,028円の返還により、佐賀県に損害を生じさせた当時の農林水産物等輸出促進協議会会長（県流通課課長）と同協議会職員（流通課職員）3名に対し、知事は損害の補填をするために必要な措置を講ずるよう請求する。

##### 2 請求の理由

佐賀県農林水産商工本部流通課に事務局を置く佐賀県農林水産物等輸出促進協議会が、佐賀県農林水産物等輸出促進事業に基づきアラブ首長国連邦ドバイへの佐賀牛輸出を企画した。知事の肝入りでもあり、2007年12月から、県職員ら延べ21名が9回も中東への出張を繰り返し、その旅費総額は830万円を越えている。その結果、2008年9月17日、18日に佐賀県農林水産物等輸出促進協議会職員（県流通課参事）大田圭と同協議会職員（流通課主査）堤祥吾の2名が、U A E

販路開拓用務として計8.4キロの佐賀牛を、家畜伝染病予防法に定められた検疫を受けないまま違法、不当にアラブ首長国連邦ドバイへ持ち込んでいた。さらに、同年11月23日、24日にも、佐賀県農林水産物等輸出促進協議会職員（県流通課参事）大田圭と同協議会職員（県流通課係長）立石博之の2名（別に大田職員から持ち込みを依頼された唐津市派遣の職員1名）が計15.7キロの佐賀牛を未検疫のまま違法、不当にアラブ首長国連邦ドバイへ持ち込んでいた。佐賀県農林水産物等輸出促進協議会職員（流通課職員）3名は、ドバイへ持ち込む荷物の内容を知らなかったのではなく、自らがスーツケースに詰めた佐賀牛を運ぶという明確な意思があった。また、この2件とも、UAEが認定した施設におけるイスラム圏で定められた牛肉のハラール処理すらも行っていなかった。佐賀県農林水産物等輸出促進協議会は佐賀県農林水産商工本部流通課に事務局を置いており、平成21年度4月臨時県議会の知事提案事項説明理由の中で、知事が同協議会と佐賀県とは「実質的に一体不可分」の関係にあると述べている。このように、佐賀県農林水産物等輸出促進協議会と一体不可分の県流通課は、佐賀牛輸出に係る全てを合法的に促進させなければならない立場にあった。しかし、輸出に係る最も基本的なコンプライアンス精神と危機管理能力の欠如から重大な失態を招いたのである。県民に規範を示すべき県としてあってはならない違法行為である。

農林水産省では、佐賀県に対し本年1月19日付でこの問題の事実関係調査を求めている。しかし、県農林水産商工本部長名による2月の報告、また3月に再提出した報告書の内容について、同省が把握している事実と異なるとして突き返され、いまだに、調査報告は終了していない。

佐賀県農林水産物等輸出促進協議会による未検疫牛問題の発覚は、本年3月10日付東京新聞の報道がきっかけである。県民は、佐賀牛を昨年9月及び11月に同協議会職員（県流通課職員）らが未検疫のまま中東ドバイへ持ち込んでから6ヶ月経過後の3月11日に地元マスコミに報道されるまで、佐賀牛輸出の違法行為に関する事実を全く知らされなかった。同協議会職員すなわち県職員が未検疫輸出という違法行為を行ったこと、それを直ちに公表しなかったこと、さらには農林水産省に対する調査報告の不備が再三指摘されたことは、県民にとって二重三重の衝撃というしかない。佐賀県政の信用失墜は言うに及ばず、県民は、報告書もまともに提出できない佐賀県に屈辱的な怒りすら覚える。行政事務の根幹に関わり、他に例を見ない失態は県政に対する県民の信頼も大きく揺るがした。2008年2月には、佐賀牛を売り込もうと自らドバイへ事前視察まで行っていた知事としての責任は重大であって、知事の給与1ヶ月2分の1減額で済む問題などではない。

一般社会でも海外への旅行が日常的となった現在、大半の県民は動植物の輸出に際して法に基づく検疫を受けなければならないという認識は持っている。このように、一般社会に認識されている法的手続きさえ踏まえなかった今回の佐賀県農林水産物等輸出促進協議会職員（県流通課職員）3名の故意の下での未検疫佐賀牛輸出である。非常識極まりない法律違反から発生した事態が、同協議会へ交付された国庫補助金19,553,028円の国への返還なのである。19,553,028円は、昨年9月と11月に未検疫牛の中東ドバイ持ち込みにかかった費用のみでなく、2008年度佐賀県農林水産物等輸出促進事業補助金の全額である。農林水産省に辞退を促されての返還であり、ドバイ持ち込み佐賀牛以外の、イチゴやハウスミカンなどの輸出事業の支援促進に当てられた分まで一括しての返還は、明らかに佐賀県農林水産物等輸出促進協議会職員（県流通課職員）の法律違反に対するペナルティである。当時の佐賀県農林水産物等輸出促進協議会会長（県流通課課長）納富一政は、同会会長として県農林水産物等の輸出事業全般を掌握しなければならない立場にあった。それゆえ、違法持ち出しを行った同協議会職員（県流通課職員）3名に対する指揮監督の責務があり、同協議会職員（県流通課職員）3名と同じく国庫補助金返還にかかる損害の填補の義務がある。

以上のように、家畜伝染病予防法違反が原因の公金19,553,028円の国庫補助金返還は、明らかに佐賀県に損害を生じさせた。よって、地方自治法第242条の第1項の規定に基づき、請求の趣旨のとおり、知事は佐賀県がこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずることを請求する。

#### 第4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項所定の要件を具備しているものと認め、平成21年5月27日付けで受理した。

なお、当初提出された請求の要旨では、佐賀県が国庫補助金を国へ返還したように読み取れたが、事実証明として添付された資料では、「佐賀県農林水産物等輸出促進協議会が国庫補助金の返納に要する額等について、財源の手当てが必要になったことから、必要な財源の全額について、県からこの協議会に対する負担金として措置する」とあったので、6月4日に請求人に補正通知を手渡し、6月8日に請求人が補正書を持参した。

## 第5 監査の実施

### 1 監査対象事項

請求書及び陳述内容から、未検疫佐賀牛のアラブ首長国連邦ドバイへの持出しが原因となった国庫補助金返還に伴う佐賀県農林水産物等輸出促進協議会会長（県流通課長）及び同協議会職員（県流通課職員）3名に対する知事の損害賠償請求権の不行使が財産の管理を怠る事実にあたるか否かを監査対象とした。

### 2 監査対象機関

農林水産商工本部流通課を監査対象機関とした。

なお、農林水産省消費・安全局動物衛生課、同生産局畜産部食肉鶏卵課、同大臣官房国際部輸出促進室、同動物検疫所関西空港支所、唐津市及び西鉄旅行株式会社佐賀支店に対し法第199条第8項の規定に基づき、関係人調査を行った。

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成21年6月12日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。なお、新たな証拠の提出はなかった。

### 4 監査の実施

監査は、上記機関を対象として、平成21年6月12日、13日、19日、25日、26日、30日、7月1日、2日、3日、6日、7日、8日、9日、10日、13日、14日及び15日に監査委員及び監査委員事務局職員による対面での監査及び調査をそれぞれ実施した。このほか、県が設置した第三者による「牛肉輸出問題再調査チーム」が流通課から取り寄せていた関係書類についても調査を行った。

## 第6 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置の必要を認めない。

以下、監査対象機関の説明及び調査結果を踏まえ、その理由について述べる。

## 1 全体背景について

### (1) 問題発覚

平成20年12月3日、農林水産省が外務省から受けた報告で、平成20年11月26日に開催されたアラブ首長国連邦（以下「UAE」という。）在ドバイ日本国総領事館（以下「在ドバイ総領事館」という。）のナショナルデーレセプションにおいて、佐賀県から佐賀牛の展示、提供がなされていたことが伝えられた。

この後、農林水産省が動物検疫所の検査記録を調べたところ該当する記録がないことが判明し、農林水産省と佐賀県の間で照会文書のやりとりを通じ事実関係の確認等がなされていたが、平成21年3月10日付けの東京新聞で輸出検疫を受けずにUAEに持ち込んだことが報じられ、それを受け、同日、納富流通課長が記者会見を行い、問題が発覚した。

### (2) 中東市場開拓推進事業について

#### [ 事業化に向けた動き ]

平成19年12月に在クウェート日本国大使館で開催されたナショナルデーレセプションに外務省と農林水産省の共催事業である「WASHOKU-Try Japan's Good Food 事業」(在外公館において、現地の要人やオピニオンリーダー等を対象に、日本からの高品質な食材を用いた日本食等を提供することにより、日本産農林水産物や食品の輸出振興を支援すること等を目的とした事業)の一環として外務省からの要請により佐賀牛を出展したところ、現地要人などから高い評価を得た。

翌平成20年11月26日の在ドバイ総領事館のナショナルデーレセプションにおいては、佐賀県から「WASHOKU-Try Japan's Good Food 事業」への参加はなされていない。

流通課は、当初、在クウェート日本国大使館におけるナショナルデーレセプションへの参加については、「県の農産物輸出戦略では、東アジアを重点輸出地域と位置付けて、マーケットと品目を絞り成功事例を生み出していくことが大事で、中東は、輸出地域として全く位置付けていないことから、何を目的に

ナショナルデーレセプションに参加するのか、生産者（事業者）にメリットはあるのかを明確にできない限り、安易に参加するべきではなく、『WASHOKU-Try Japan's Good Food 事業がどういうものか、経費負担の問題、農産物以外の商品出品が効果があるかどうか』等について十分に整理する必要がある。」として、消極的な考えであった。このため、首都圏営業本部と国際課が中心となって対応しており、流通課からの平成19年度の参加は、晴氣副課長のみであった。

その後、平成20年2月に知事がドバイへ私費で旅行された後、知事から流通課長へドバイへの佐賀牛売込みについて示唆があった。流通課としては、ドバイの市場性、佐賀県内事業者の中東への輸出気運、流通課の体制等について厳しいものがあると認識しながらも、ドバイ、アブダビ、クウェートに出張し情報収集をしながら、佐賀牛の中東市場開拓の予算化へ向けた事業評価の作業を3月頃から進めていった。

3月以降の予算化作業に当たって、流通課としては、職員の出張や首都圏営業本部職員、クウェート輸出に関わった商社である(株)コスモトレードアンドサービス、アラブ関係の団体（日本アラブ協会）などからの乏しい情報しかない中で、「中東市場開拓推進事業」の事業評価表を取りまとめざるをえなかった。また、作成に当たっては市場調査を知事に要望したが、輸出一番乗りでないという意味がないことから、営業活動を実施しながら進めるべきとされ、市場の状況把握等十分な情報収集ができなかった。このようにUAEに関する情報収集が不十分だったため、後々問題となるハラールについては、クウェート輸出の際と同様な方法で実施できると安易に考え、事業評価表においても、特段の厳しい記述はなされていなかった。

「中東市場開拓推進事業」は、平成20年度6月補正予算に係る事業評価会議において「実施に向け検討」と位置付けられ、6月定例県議会に提出された補正予算案の中に盛り込まれ、7月16日に可決された。

なお、事業は、佐賀県農林水産物等輸出促進協議会（以下「輸出促進協議会」という。）の事業として位置付けられ、事業に要する経費の財源をまかなうため県からの負担金が予算化された。この外の輸出促進協議会の財源としては国庫補助金「農林水産物等輸出促進支援事業補助金」が予定されていた。しかし、ハラール処理関連の経費については、流通課がクウェート輸出の際と同様な方

法でハラール処理を実施できると考えていたという状況から、事業に必要な経費として想定されていなかった。

### [ 目標 (ミッション) ]

中東市場開拓推進事業に関しては知事からトップダウンで、農林水産商工本部流通課に次の目標 (ミッション) が与えられていた。

我が国から UAE ドバイ向けの牛肉輸出一番乗りを目指す。

輸出一番乗りへの取組を広く国内にアピールするため、NHK の「クローズアップ現代」などの報道番組 (全国ネット) への採用を目指す。

( そのためにはビデオ等で事業の記録を残さなければならず、平成 20 年 7 月 11 日の佐賀牛中東輸出プロジェクト総合会議もその一つとして開催されたとの証言があった。 )

平成 20 年度中に、UAE ドバイの最高級 (七つ星) ホテル (2 店舗以上) での佐賀牛取扱いを目指す。

( 七つ星ホテルでの取扱い店舗数は流通課としては目標に掲げたくなかったが、農林水産商工本部の企画経営グループ等からの強い指示があり最終的には盛り込まざるを得なかった。また、特にバージュ・アル・アラブについては、マスコミを通じ日本人に知られているからぜひ入れるようにとの指示があっていた。 )

これらの目標は、UAE の情報が少ない中であって、職員にとっては非常にハードルが高いものであった。

職員からは、「プレッシャーはあった。」「こんな出張ペースでは無理だと思った。駐在所でもないとしても回らないと思った。」「事業評価表に目を通したが、大丈夫かな? と不安はあった。」「目標としては高いと思った。課長も死に物狂いだった。」との証言があっている。

納富課長自身も、「香港では一番乗りができなかった。一番乗りは現地で有名になり名前を覚えられ先駆者利益がある。市場調査は走りながらで良い、輸出第 1 号を目指せと知事から言われた。」と述べている。

さらに、これらの目標を達成するための業務量も日々過大となっていくた。職員からは、「7 月から 12 月まで土日は 1 回も休んでいない。」「ハラール関連の査察はものすごい事務量だった。」との証言もあっている。

### [ 中東輸出チームの立ち上げ ]

このように中東市場開拓推進事業について高い目標が設定される中、7 月に

なって、流通課の中に中東輸出チームの立ち上げがなされ、トップとして総務省から大田参事を、中東担当係長として語学に堪能な立石係長を政策監グループから迎え、二人が前面に出て中東市場開拓推進事業を担当することとなった。しかし、課長の要請で職員の増員はなかったものの、この二人は輸出の専門家ではなく、また、中東に関する知識も取り立ててあるわけではなかった。

現に、大田参事は、「着任当時は判断する能力はなかった。」「基本的に書類に目を通す時間はなく、課長の復命書も中東出張時の飛行機の中で見た。ずっと余裕がなかった。」「自分の席の隣に晴氣技術監の席があるので、事務引継ぎなどは会話ベースでやり取りした。」と証言している。

また、納富課長は、「新たな輸出市場を開拓するための事業計画を作成するに当たり、本来、市場調査を行ったうえで問題点を明らかにし、それから、戦略を出し、方針を出すのがセオリーだと思うが、第1号を目指すという目標の前に、わけがわからないままに事業計画だけを出して、予算を確保し、実際に活動を行いながら軌道修正をしていくしかなかった。」と中東市場開拓推進事業を評価している。通常は、課長をトップにしてじっくり計画を練り込んで、いろいろな問題点を把握、整理し、事業を進めていくものであるが、中東市場開拓推進事業の場合は、最初にトップダウンそのものの目標ありきで、納富課長以下の職員はそれに従い闇雲に進んでいったものと思われる。

職員の中には、「全体の情報共有ができていなかった。聞きかじりの情報を自分で結合していた。」また、「課長の指示のもと、海外業務が他の係にも割り振られ、それを慌てて片付ける状況だった。」との証言もある。

このように、佐賀牛中東輸出のための流通課としての確固たる戦略・戦術はないままで、チームの体制は万全なものとはなっていなかった。

さらに、ドバイは遠方であるために、当初は現地での販路開拓や情報収集をやりやすくするため、ドバイに事務所を置いて駐在員も配置するという計画もあったが、経費の面等でそれも難しく、度重なる出張で対応せざるを得なかった。

## 【ハラール問題の解決】

ハラール処理については、流通課としては、ドバイへの輸出一番乗りを目指すために、当初、クウェートと同様な方法で可能と考えていたが、UAE 政府が我が国におけるハラールと畜証明書発行機関として登録している（宗）イスラミックセンター・ジャパン（以下「ICJ」という。）から、と畜の方法に関し「現状のスタンニング（首を切る前に失神させること）は認められない。」な

どそれまでに収集していた情報にはない指摘があり、5月22日には関係者による検討がなされた。(ICJは、当時、UAE政府により休眠団体として認識されていた。)

また、納富課長の6月のドバイ出張の際に、在ドバイ総領事館から、「UAE政府が日本の認証団体を査察する予定」との情報を得たが、大きな問題という認識はなされていなかった。

- ・ この後、7月の中東輸出チーム発足に際して、ハラール問題解決担当である晴氣技術監、久納技師に、「UAEへの佐賀牛初輸出に向けた関係機関(アズハル有、ICJ、佐賀県農業協同組合、県南食肉センター(協)(福岡県小郡市)等)との調整」、「と場の改修支援」などの役割が割り振られた。この時は、認証機関やハラールの基準がはっきりしない部分も多く、年内のスケジュールが立てにくい状況との認識であった。既存のビジネスベースでの佐賀牛の輸出は、基本的にJA全農ミートフーズ㈱ルートであり、流通課としては、これまでの佐賀県農業協同組合との関係から、ハラール対応ができればJA全農ミートフーズルートを活用するという考えであった。しかし、一方では、既存の商社とと畜場が佐賀県農業協同組合及びJA全農ミートフーズと組むことに難色を示しているという問題も抱えていた。

なお、ミッションの一つである輸出一番乗り実現のためのホテルの開拓に関しては、中東チームの活動により、価格の問題は残るものの、何とか物さえ持っていけば実現が見込めそうな状況になっていた。

- ・ ハラール処理に関しては、県南食肉センターをUAEから承認されたと畜場としてもらうため、8月23日に農林水産省へ衛生関係書類の提出を行っていたが、9月1日になってから急遽、県南食肉センターから申請取下げの意思が伝えられ、農林水産省に対し申請取下げの手続を行わざるをえなくなった。このように、当初予定していたハラール輸出のスキームが頓挫したことにより、せっかく中東チームの努力により販路の問題が前進している中で、スタンニングなどのと畜方法の解決と県南食肉センターに代わると畜場の確保の問題の解決が、輸出一番乗りの実現のために避けられない大きな課題となった。
- ・ その中で、佐賀県としては、多久市の(社)佐賀県畜産公社(佐賀県食肉センター)(以下「畜産公社」という。)をUAEの承認を得たと畜場とし、畜産公社、佐賀県農業協同組合、JA全農ミートフーズというスキームを確立すれば、ハラール問題を解決できるであろうということを考え出し、UAE政府の査察を畜産公社が受ける方向で進もうと急遽方向転換した。

したがって、中東市場開拓推進事業に関する目標(知事ミッション)を限ら

れた期間内で実現するためには、流通課として課を挙げて査察に対応することに集中せざるを得ないようになった。

さらに、羽曳野市立南食ミートセンター（大阪府）が UAE 政府からハラール処理機関として暫定的な認定を受け、9月には大阪の食品商社が UAE 向けに和牛などの牛肉の輸出を始めたという新聞情報も入り、輸出一番乗りの実現にも危険信号が灯っていた。

### [ 第 1 回目の未検疫佐賀牛の持出し（9月）]

流通課は、当初（平成20年3月～平成20年8月頃まで）ドバイ、アブダビに出張し、県産品の売込みを行う際、農水産物（ハウスみかん、鮮魚）、加工食品（すりごま、ゆずこしょう、海苔など）は現物をサンプルで持ち出していたが、佐賀牛だけはハラールの問題がありパンフレットの写真をみせて商談を行っていた。

そのような中、各担当者が出張するたびに、現地のサプライヤーや有名ホテルのシェフ達から、「実際に食べてみたい。」「食べてみないと契約できない。」などの話があり、サンプルを持ち込めない歯がゆさを感じていた。

特に田中農林水産商工本部長が、ホテルの上級シェフ等との面談に臨むことで商談を進展させることを目的に UAE に出張（平成20年6月14日～20日）した際、現地で試食させることができない歯がゆさを痛感し、「コンプライアンスを保持しながら、違法ではない何らかの手法で試食させる手立てを探りますが、はやくハラールの問題が解決するよう努力します。」という報告がなされている。

そのような中、7月の末頃、在クウェート日本国大使館から、「ドバイ総領事館で有力店のシェフを集めて試食会を開催してはどうか。」という提案があり、また「ドバイ総領事館に直接提案してあげる。」という大変ありがたい話をいただいた。しかも、その試食会用の佐賀牛の持込みについては、総領事館サイドでなんとかする（口上書（外交文書の一つ）でノン・ハラールでも税関を通ることができる。）という示唆を受けた。

8月の流通課職員のドバイ出張の際に、現地の日本人シェフから、ドバイで9月にジュメイラグループのシェフに対して試食会を開催することを提案され、在ドバイ総領事館で開催する予定の試食会より前ではあったが、待ちに待ったサンプル提供のチャンスが訪れたことから、「サンプル、お土産程度なら持ち込んで大丈夫。」との在ドバイ総領事館の言葉を抛り所に、ジュメイラグループでの試食会のために輸出検疫を受けずに佐賀牛の持出しを行った。

## [ 畜産公社への査察とその結果 ]

UAE 政府による畜産公社への査察に関しては、流通課職員は連日の時間外勤務（1か月に150時間）や休日出勤などで準備に追われた。そして、10月14日から20日にかけて、UAE 政府の査察団が国内4か所のと畜場を訪れ、10月18日には畜産公社も査察が行われた。この時、ICJ から、査察の結果が判明するまで1か月前後かかるかもしれないとの情報提供があったため、予定されていた出荷式は中止された。

流通課は、畜産公社に対する UAE 政府の査察の結果、畜産公社が承認された場合には、UAE 向け輸出用の佐賀牛の出発式を関西国際空港において開催して、その時に輸出した佐賀牛を在ドバイ総領事館のナショナルデーレセプションに提供する予定であった。しかしながら、UAE 政府によると畜場の査察の結果がなかなか判明しなかったことから、出発式は中止せざるを得なくなり、この時点で、知事のミッションである「報道番組（全国ネット）への採用を目指す」も実現が遠のいた。

## [ 第2回目の未検疫佐賀牛の持出し（11月） ]

平成20年11月26日に開催された在ドバイ総領事館主催のナショナルデーレセプションについては、ドバイでの佐賀牛の販路開拓やハラールの問題の情報提供などでいろいろと便宜を図っていただいていた総領事館との間で、寿司や佐賀牛を提供するとの約束がなされており、佐賀牛を出さざるを得ない状況であった。

また、ナショナルデーレセプションには輸出促進協議会の事業として提供することとしており、生産者の代表である佐賀県農業協同組合等が同協議会の構成員であること、さらに、これらの役員がナショナルデーレセプションに招待を受けていたこともあって、その代表に相談のうえ、田中本部長の了承により、UAE のハラール基準に沿っていない形で輸出検疫も受けずに2回目の持出しが11月23日、24日に実行された。

この在ドバイ総領事館のナショナルデーレセプションへの佐賀牛の展示・提供について、前述のように、外務省から農林水産省への報告により事実が判明した。

この後、農林水産省と流通課の間で文書のやりとりなどがなされていたが、

平成21年3月10日に至って新聞報道で公になり、県議会での緊急質問などに代表されるように、県行政に対する県民からの厳しい意見が数多く表明され、改めて佐賀県職員のコンプライアンスに対する姿勢などが問われている。

## [ 事業の成果 ]

中東市場開拓推進事業については、平成21年2月にドバイで開催された「ガルフード2009」(国際食品見本市)に佐賀産和牛が出展されているが、ビジネス上の事情により国産和牛として紹介されており、ドバイへのブランド品佐賀牛の輸出一番乗りという形にはなっていない。また、報道番組(全国ネット)への採用も結果として実現に至っていない。さらに、ドバイの最高級ホテル2店舗以上での佐賀牛取扱いという目標も達成されておらず、平成20年度が終了した時点で、当初に掲げた三つの目標は未達成となっている。

なお、ドバイの最高級ホテル2店舗以上での佐賀牛取扱いという目標は達成されなかったものの、輸出ルートの開拓については、手さぐりではあったがJA全農ミートフーズを通じたルートができたことで、アブダビのホテル1店舗とドバイのレストラン1店舗に納入が実現し、一定の成果が上がったものと言える。今後は、このルートを活かしつつ、佐賀牛、佐賀産和牛が取り扱われ、輸出が継続的に行われていくかが大きな課題である。

さらに、今回の違反事案の反省のもと、本来の目的である生産者のための輸出拡大という目線に立ち返って、中東への輸出の取扱いを含め、今後どういう道筋をつけていくか、県民にしっかりと説明する必要がある。

## 2 未検疫佐賀牛のアラブ首長国連邦ドバイへの持出し

### (1) 第一回目の未検疫佐賀牛の持出しについて

(持出し時期：平成20年9月17日、18日)

#### [ 背景 ]

- 平成20年度に入り、6月に2回、7月に1回、8月に1回と8月までに計4回のドバイ出張を行っている。その中での佐賀牛の販路開拓は、ホテルのシェフ達へのパンフレットによる売込み(紹介)が中心であった。シェフ達からは佐賀牛を試食したいとの強い要請があっており、ハラールの関係もあって、佐賀牛を試食させることができず、売込みに行き詰まりの状態となっていた。

一方、7月に在クウェート日本国大使が佐賀県にお見えの際に、「ドバイの日本国総領事館に有力店のシェフを呼び、佐賀牛の試食会を開催してはどうか。」との提案があり、領事公邸での試食会の開催計画があっていたが、日程は決定していなかった。

- ・ このような中、8月に行われた4回目の出張で、エミレーツタワーにあるレストランの日本人シェフから「ドバイのマーケットは、早く持ってきた者が勝ちである。」と言われ、「料理長に決定権があるので佐賀県が試食会を開催する意欲があれば、会場の提供やジュメイラグループ（7つ星ホテルを持つグループ）のシェフ仲間に声をかけてもよい。」との提案を受けた。

そこで、在ドバイ総領事館に相談したところ、「サンプルやお土産レベルでの持込みは問題ないだろう。ドバイ空港で何か問題が生じれば連絡してもらってよい。」との持出しに協力的なコメントを頂いたことから、納富課長以下で判断し、佐賀牛の持出しを計画したものである。

- ・ これは、ハラール認証の目途は立っていないが、ハラール解禁前に一流シェフ達に「佐賀牛」を認めさせることができれば、ハラールが解決したあかつきには即輸出が可能との考えからであった。

### [ 持出しの経緯 ]

- ・ 流通課の海外での販路開拓においては、これまでも果物・魚・食品加工品等、輸出検疫を受けずに（持ち出す際の輸出検疫を無視）、サンプルを持ち出していた。

中東市場においても輸出検疫を受けずにサンプルを持ち出すために、国内線経由の国際線乗り継ぎルートを活用することとした。ドバイ入りの際の入国時の審査（ハラール・検疫）については、在ドバイ総領事館の手助けをお願いすれば、無事に通過できると判断して持ち込んだものである。

- ・ 牛肉の持出しについては、旅行会社に相談し、ドライアイスを活用することで牛肉の保存はクリアしたが、入国時の検疫が不安であったため、牛肉が没収されてもよいように2班に分けて待ち込むこととした。

このことは、大田参事と在ドバイ総領事館との出発前の電話や、9月18日に第一班がドバイに到着した後のメールからも分かるように入国審査時のトラブルを懸念した様子が伺える。

- ・ 一方、他からの情報としては、6月の田中本部長の出張の折に、在アラブ首長国連邦日本国大使館からは「とにかく焦らないこと。現時点での違法な牛肉の持込みなどで、焦って誤った方向に進むと取り返しがつかなくなる。まずは

安心できるローカルサプライヤーを見つけること。」在ドバイ総領事館からは、「ハラール認証していない牛肉の持込みは十分注意するように。」

また、民間業者からも「ノン・ハラールビーフの輸入は、サンプルであっても違法である。ハラール取得まで待った方が賢明である。」などの助言があったが、これを無視し、自分達の都合の良い領事館情報のみを取り上げ、課内(輸出促進協議会はどうでもいい状況)で持出しを決定し、本部長にはメールで報告している。

その後、9月11日に佐賀ミートセンターに牛肉を発注(8.4kg)し、9月17日、18日に持出しを実行した。

#### [牛肉の持出し量について]

- ・ 試食会の開催については、日本人シェフと相談のうえ、当初計画時(9月14日)には180g/人の20人程度を想定し、約3,700gが必要量と見込んでいたにもかかわらず、出発時には8,400gの牛肉を持ち出している。

これは、ドバイ持込みの際の入国審査に不安(没収等)もあり、2班に分けて持ち込むこととしたとの大田参事の証言であった。

また、当日の参加者は13人であり、当初計画でいけば180g/人の13人では2,400gで足りる計算となり、約6,000gの大量の肉が残ったこととなる。

- ・ なお、大田参事証言が事実としたら、必要量を持ち出した第一班が現地に到着した時点で、第二班の持出しは不要であったと思われる。(無駄な支出と判断される。)
- ・ 今回の持出し時点で「領事公邸における佐賀牛試食会」(10月12日予定)の開催計画もあったため、第二班の牛肉は、公邸での試食会に活用する目的があったのではないかとも思われる。

#### [牛肉持出し者及び参加者]

今回持ち出した職員は、大田参事と堤主査の2名であった。他に佐賀ミートセンターの職員が佐賀牛の特徴を紹介するため参加した。

日程は、第一班(堤主査)が9月17日~9月24日

第二班(大田参事、佐賀ミートセンター職員)が9月18日~9月

24日で佐賀ミートセンター職員は、開催翌日の9月22日に帰国

なお、試食会の開催期日は9月21日であった。

## (2) 第二回目の未検疫佐賀牛の持出しについて

(持出し時期：平成20年11月23日、24日)

### [背景]

- 平成20年3月に流通課職員と首都圏営業本部職員がUAEに出張した時に在ドバイ総領事館から総領事館主催で開催されるナショナルデーレセプションについて説明があり、昨年は大分県から寿司を提供してもらった旨の話を受け、中東市場への佐賀牛の輸出を計画していた県としては、絶好のPRの場と考え、佐賀県からは佐賀牛の鉄板焼とセイロ蒸しを出展したいと提案した。
- それを受け、UAE向け牛肉輸出一番乗りを目指して取り組んでいる「中東市場開拓推進事業」の事業計画の中に、平成20年11月26日に在ドバイ総領事館で開催されるナショナルデーレセプションへの佐賀牛の出展を織り込むことにした。
- なお、当初は外務省と農林水産省の共催事業である「WASHOKU-Try Japan's Good Food 事業」への出展という位置付けで佐賀牛を提供することで計画されていた。
- その後、流通課職員がUAEに出張するたびの在ドバイ総領事館とのナショナルデーレセプションの打合せの中で、佐賀牛に加えて寿司の提供を依頼された。結果的に「WASHOKU-Try Japan's Good Food 事業」にのらず、佐賀県独自にブースを設け、佐賀牛と唐津の魚介類による寿司を提供することにした。

### [持出しの経緯]

- ナショナルデーレセプションへの佐賀牛の提供に際し、計画では、畜産公社がUAE政府による査察(以下「UAE査察」という。)で正式にハラール処理ができると畜施設として承認を受け、「UAE向け輸出用『佐賀牛』」の出荷式、出発式などのセレモニーを行い、UAE向け輸出第一号の佐賀牛約50kgのうち、15.7kgを輸出先であるUAEドバイで現地の商社から県(輸出促進協議会)が買い取り、在ドバイ総領事館のナショナルデーレセプションに寿司共々提供する予定であった。
- しかし、平成20年10月18日のUAE査察当日に承認の結果がでるものと思い込んで一連の計画を進めていたが、査察結果が出るまでには1か月以上かかると判り、査察日の翌日に計画していた出荷式等のセレモニーも取り止めた。また、輸出業者に委託して輸出する期限にも間に合わなくなった。それでも輸出一番乗りを確保するためハラール処理の承認が得られれば、輸出促進協議会としてハンドキャリアで輸出することまで考え、そのため輸出

手続に必要な原産地証明書やと畜証明書なども取得していた。

- ・ ハラール処理も含めて正規の輸出手続きを経て UAE 向け佐賀牛輸出一番乗りを目指す県（輸出促進協議会）としては、あらゆる手立てを講じて各関係者より査察の結果についての情報収集を行っていた中で、平成20年11月14日、11月17日に畜産公社は承認されなかった旨の情報が非公式ルートで入った。（公式には農林水産省より平成20年11月25日に通知）
- ・ その結果、正式な輸出手続き（輸出検疫を受けること）が困難となったため、平成20年11月23日、24日に9月の未検疫佐賀牛持出しの手順を参考に前回と同様2班に分けて、UAE 基準のハラール処理がされていない佐賀牛を未検疫で、福岡空港（国内線）経由で関西国際空港（国際線）から UAE ドバイへ持ち出し、これまで佐賀県に対して佐賀牛の販路開拓支援やハラール問題の情報の提供など便宜を図っていただいた在ドバイ総領事館に寿司とともに土産品として提供した。
- ・ 持出しについては、田中本部長の指示で輸出促進協議会の一員である佐賀県農業協同組合等の代表に相談のうえ、田中本部長の了承により実行されている。
- ・ なお、佐賀県農業協同組合等は役員研修事業という名目で6名が、輸出促進協議会事業としてナショナルデーレセプションに出席されている。

### [ 牛肉持出し者及び参加者 ]

11月の牛肉の持出し者及びナショナルデーレセプションへの参加者

11月に佐賀牛を持ち出した職員

流通課大田参事、立石係長、唐津市職員の3人がそれぞれ約5kgずつ持ち出した。

唐津市職員は流通課からの派遣要請に基づき、佐賀牛の主産地である唐津市の代表という位置づけと、佐賀牛の輸出問題に主産地である唐津市としても今後どのように取組んでいくべきかというリサーチのため参加。

なお、参加経費は、唐津市負担。

ナショナルデーレセプションへの参加者

寿司職人2名

佐賀県農業協同組合等役員研修の参加者6名

行程

- ・ 第一班（大田参事・唐津市職員）  
平成20年11月23日～12月1日で唐津市職員は11月28日に帰国
- ・ 第二班（立石係長・寿司職人2名）

- 平成20年11月24日～12月1日で寿司職人は11月28日に帰国
- ・佐賀県農業協同組合等役員 平成20年11月23日～11月27日  
ナショナルデーレセプションに要した経費
  - ・流通課職員旅費等（航空運賃等、宿泊代、海外保険料、日当）  
796,052 円
  - ・佐賀県農業協同組合役員研修旅費等（航空運賃等、日当、保険料）  
7,311,408 円
  - ・寿司提供に係る経費（寿司職人への営業補償、謝礼、日当、材料費、航空運賃、宿泊費、輸送料）  
1,799,393 円
  - ・その他 768,950 円
- 総計 + + + = 10,675,803 円

なお、当該事業に係る費用は、輸出促進協議会事業予算に計上されておらず、中止された「佐賀牛輸出一番乗り」に係る知事のトップセールス（知事レセプション）費用から流用された形となっている。

### 3 検疫の必要性の認識

検疫の必要性認識の有無

お土産やサンプルであれば、検疫の必要がない。検疫は、商業ベースでの輸出の場合に必要なとの流通課の見解（認識）であるが、その信憑性は如何。

#### 一般の人でも簡単にわかる動物検疫

- 動物検疫所のホームページに記載あり

畜産物の輸出入

肉製品などのおみやげについて（持出し）

日本から海外へ持出すには、輸出検疫が必要です。

「おみやげや個人消費用、あるいは少量であっても、輸出検査を受けていないものは日本から持出すことはできません。必ず輸出検査を受けてください。」

- 海外旅行者への旅行会社からの配布資料にも同様の記載あり

流通課職員が、動物検疫所のホームページや旅行会社の配布資料、注意事項を確認していれば一目で検疫は理解できたはず。

#### (1) 請求人の主張及び県議会での質問

請求人の主張

- 一般でも海外からの帰国に際し、お土産に買った肉製品や植物が検疫を受けたものでない場合は空港で没収されることを知っていますし、動植物に付着するなどした病原菌や害虫の、国内、国外侵入を防御することに、お土産が正式な輸出であるのかという区別があるはずがありません。
- 輸出や外国への持込みに動物検疫、またイスラム圏への持込みはハラール処理と、いずれも実施が前提であり、実施の有無を問い合わせることや、実施の必要性の確認自体が既におかしいと感じられます。
- 農産物等の輸出については、佐賀牛やイチゴ、ハウスミカンが既にJAで実施されてきたことを考えますと、なおさら、民間を指導する側にある行政の今回の対応には納得がいきません。

## 県議会での質問

- ・ 外国に物を持ち出すときには、誰でも大丈夫かなとの意識がある。動物検疫所のホームページには土産であってもダメだと書いてある。また、民間でこういう事態が起きたときは県として指導する立場にある。そういう状況の中で、認識に至らなかったとは非常に理解しがたい。課の担当者のだれ一人として認識しなかったのか。
- ・ 農水省の見解はどのようになっているのか。
- ・ 問題が発生した場合を想定して事前に回避させる、あるいは影響を最小限に抑えるといった危機管理の意識が全く欠落していたのではないか。
- ・ 一般的に県庁職員は、非常に高い判断力、常識があると思うが、牛肉をトランクに詰めて持ち出すとは常識では考えられない。法に抵触することはわかっていたはずであるが、わからなければいいというような意識が働いたのではないか。
- ・ 全く考えられないような事態を引き起こしたことから、単に認識が甘かったとか、申し訳なかったとか、そういうことでは済まされない、何か根本的に改めなければならない問題が横たわっているのではないか。
- ・ 輸出という表現から、商業の輸出ではないから、お土産だから検疫を受けずにいいと思ったわけではないと思う。私たちでも海外旅行に行くときに、わずかみかん一個でも手元があれば、このまま持ち込んでいいのだろうか、大丈夫だろうかと考える。それが県の職員であり、しかも流通を担当する担当課の職員がお土産ならいいと思った、あるいはサンプルなら検疫は必要ないと思ったでは、全く通用しないのではないか。
- ・ ドバイに佐賀牛を輸出しようとしている担当部署で、イスラム教に沿ったハラール処理について、これまでどのように調査をし、認識をしていたのか。
- ・ 県は県民や事業者に対しても、コンプライアンスを厳しく指導する立場にあり、今回の事態で、県のコンプライアンスに対する認識が根底から全く信用できなくなった。
- ・ 県庁職員は、法律に基づいて仕事を執行している。だから、自分が担当する仕事は、その法律を熟知しておるというのが常識的。だから、牛肉を持ち出すときに、検疫を受けることは絶対に知っていたはず。はっきり言えば、確信犯と言ってもおかしくない。
- ・ 県民は、非常にこの問題を重要視し、そして、どのような処理をされるのかということに注視している。

## (2) 職員及び関係人調査

### 職員調査

#### 【田中本部長証言】

- ・ 検疫は商売の時は必要という認識はある。申告したことはない。出張の際も旅行会社から注意もない。自覚していない。

#### 【納富課長証言】

- ・ 「検疫」という言葉は知っている。佐賀空港に勤務していたし。
- ・ 領事館からサンプルを持ち込んでもお咎め無しと聞き、サンプルは問題ないという気持ちになっていた。
- ・ (部下から指摘がなかったかという問いに対し) 覚えていない。ひょっとするとあったかも知れない。領事館や日本人シェフと決めていたことなので、届いていない。封じ込んでしまった。持って行くという指示を部下にしていた。
- ・ 9月の持出しは自分がドバイで決めてきて部下に指示した話。課内で問題視する議論はなかった。
- ・ 検疫を受けなくてはならないという意識はなかったと思う。
- ・ 6月の領事館の話から、自分用や土産品用はそういうふうにして不安がなかった。私が命令権者で指示したので。知事から直接話を聞いている自分と職員との間に隔たりはあっただろう。
- ・ 動物検疫の言葉は知っていたが、土産品程度での(必要性の)意識はなかった。
- ・ 福岡空港(国内線)で荷物を預ければ、最終到着地のドバイまでスルーでいけることは、私が誰かから聞いたような。羽田空港で聞いたかも。

#### 【大田参事証言】

- ・ 検疫は7月当時は思ったこともなかった、何をやるかわかっていなかった。勉強しなければというものではなかった。
- ・ JA等関係者を繋ぐのが仕事で、手続きは考えていなかった。自分達は商売はやれない。実行者ではない。国内市場も同様である。キーパーソンをつかまえることが重要。
- ・ 今でも商売を行わない課だと認識している。国内手続きでも自信はない。
- ・ 9月初めに大阪の業者が動物検疫で止められたらしいという情報が入ったが、自分達と同じという意識はなかった。商売という認識がないので、詳しく調べないといけないとは思わなかった。輸出だと検疫が必要なので、10月29日に立石係長が尋ねている。

- ・ 課内に「一般的に認識を持っていた。」という人がいるからと言って、一般的とは？
- ・ （弁護士相談後に見解を統一しているという指摘に対し）「う～ん」。不誠実といわれることは受け入れがたい。全員が知らなかったと言うとおかしい。
- ・ （何人かの職員が常識として知っているなら聞かだろろうという指摘に対し）聞かなかったことは反省すべき。流通課の職員は感覚がずれていると思う。何が常識なのか。一般的だとは思っていない。

#### 【晴氣技術監証言】

- ・ 動物検疫を受けないといけないということは知っている。輸出に当たって受けないといけないということも知っている。
- ・ ビジネスベースで考えていた。きちっとは調べていない。
- ・ 香港等手続き関係は業者がやっており、県ではタッチしていない。
- ・ 農協や輸出者が調べるものと思っている。輸出する者がきちんとクリアすべきものと思う。
- ・ 流通課の中で私が検疫を知っていなければいけないということは・・・どうなんでしょう。
- ・ 一般的なところで検疫があるのは知っては・・・
- ・ ビジネスベースということを私は確認していない。ハラールを重点にやっていたので。立石係長が理解していないといけないと思う。
- ・ 一般的には検疫が必要だと承知していたが、その中で少量であればいいよというふうなことは自分の頭の中に・・・

#### 【立石係長証言】

- ・ 課内で議論にはならなかった。ミカンや魚は既にサンプルとしてこれまでも持ち込んでいた。農水省に言われて初めて知った。
- ・ 今回の事件が起きて、晴氣技術監のファイルを読んで、あ～こんなことだったんだと思った。誰かが輸出事業者になるのでしょうかね。手土産を配っている感覚だった。
- ・ 輸出のための動物検疫と思っていた。
- ・ 疑問を持つ余裕もない。
- ・ 検疫は知っているが、その詳しい内容まで知らない。
- ・ （本来流通課は知っておくべきという問いに対し）多忙で検疫のことを考える余裕は全くなかった。
- ・ （UAE への輸出マニュアルの存在に対する質問に対し）本は流通課に

ある。拾い読みしている。

【堤係長証言】

- ・ サンプル程度は OK だと課長以下皆が認識持っていた。総領事館から直接そう聞いた。
- ・ 会議の中で「検疫」については（話は）なかった。
- ・ 3月10日に問題がおきた時に総領事館に寄りかかっていたことに気づいた。
- ・ 不勉強と言われれば確かにそうである。
- ・ 去年の状況下で勉強する必要性は感じなかった。
- ・ ドバイ輸出に真っ黒になっていた。高いハードルがあった。口裏あわせではない。

【宮原前副課長証言】

- ・ 課員は、一般的に必要という認識は持っていたと思う。
- ・ 自分は、検疫が大事だという認識はあった。
- ・ （日本から持ち出すときには動物の検疫は要るんだという認識が頭の隅にあったかという質問に対し）私はどっちかという慎重に物事を考えるほうだから、何らかの担保がないと持っていかなかったと思う。総領事館の言葉を担保にしてしまったところにすべての間違いがあったんだと思う。
- ・ （そういう動物の検疫というのが全然意識にないのかという質問に対し）持っていくに当たって、いろんなところに相談をして、そして最終的には総領事館の言葉にすがってしまったということだろうと思う。

【前係長証言】

- ・ サンプルといえども検疫を受けないでハンドリングで持ち出すのは一般的には禁止されているという認識
- ・ 輸出を経験した人は、ハンドリングは基本的にだめですよという認識は当然持っている。ただ、そこが、大使館とのやり取りの中で、こういった限定的に使う少量的なもので、そこが大丈夫ですよと言ったのかたぶん大丈夫と思いますよと言われたのかは分かりませんが、そこをもって是非のぎりぎりの議論はしていない。

【技師証言】

- ・ 動物検疫は知っていた。常識。プラス UAE にはハラールがあるということ。
- ・ 深追いはしなかったが、大使館と調整されていたので、間違いはないとこ

るとされているのかなと思った。

- ・ 検疫は正直受けているものと思っていた。少量と言っても公的な機関の場合はした方が普通は。
- ・ 検疫を受けなければいけないという認識はある。

#### 関係人調査

##### 【西鉄旅行株式会社佐賀支店証言】

- ・ 流通課の職員には検疫の話はしていると思う。  
国によっては、肉自体も検疫の以前に持ち込めないという国もあり、ドバイ自体が牛肉を持ち込めるかどうかという確認はしている。  
検疫は当然しなくてはならないことは理解されていると思っていた。  
ただ、領事館の方が物を持ってきてくださいという話をされる際に、肉をイスラム圏に運ぶということは、ハラール処理のステッカーを貼付して検疫を受けなくてはならない。九州にはそういう処理施設はないので、領事館の方がすぐに持ってこいというような話がでるということは、何がしかの特例的なものがあるのかなという感覚でいた。
- ・ 流通課さんは、これまでもJAさんと一緒に香港、ニューヨークに肉を出されており、輸出検疫はある程度理解されていると認識していた。
- ・ 福岡空港（国内線）で荷物を預ければ、最終到着地のドバイまでスルーでいけることは流通課さんをご存知だった。

#### (3) 問題発覚を受けて、農林水産省への回答前に県の顧問弁護士への相談

- ・ 平成21年2月16日

##### 【相談内容】

農林水産省への回答案を持参して相談

##### 【回答】

- ・ わざわざハンドキャリーで持ち込んだのはなぜかと聞いてくると思う。悪いことをしていると思っていないのに何故そうしたのか。（回答を用意しておくこと）
- ・ 違法性の認識については、あったと言えばあったが、お粗末ながらそこまでの認識はなかったということになる。

顧問弁護士の相談結果を基本に、職員証言の供述が統一されているように感じられた。

職員の事情聴取の中で、職員が実行宣言を行うこととなっているコンプライアンスについて尋ねたが、流通課にはチェックシートもなく、中には実行宣言もしていない職員もあり、コンプライアンスの取組への徹底がなされていなかった。

(4) 流通課の資料からの調査

平成20年3月27日の出張復命書

復命者：納富課長、晴氣副課長

用務：佐賀牛輸出に係る打ち合わせ

場所：東京都 コスモトレード社

内容：UAE 向けのハラール認証について

輸入禁止措置の解禁及びハラール認証機関の国内状況について農水省の輸出解禁資料(平成20年2月22日)及び在ドバイ総領事館から入手した農林水産省輸出促進室発行の「我が国の農林水産物・食品輸出マニュアル - アラブ首長国連邦編 -」資料で意見交換

平成20年7月11日開催の「佐賀牛中東輸出プロジェクト総合会議」

参加者：田中本部長、山口副本部長、流通課職員、畜産課職員、首都圏営業本部長

内容：中東輸出のチーム編成及び全体スケジュールの素案づくり

- ・ 担当毎に現状と課題及び今後のスケジュール調整
- ・ 販路開拓担当、サンプル調達担当の個別案件の中で、課題として佐賀牛については、パンフレットで案内しているが、試食の要望が強く、今後の商談においては、サンプル提供が必要。

ただし、サンプル提供は、ハラール処理の対応次第となっている。

平成20年9月4日、5日の出張復命書

復命者：大田参事、久納技師

用務：佐賀牛輸出に係る打合せ

場所：東京都 JA 全農ミートフーズ本所、ICJ

福岡県 JA 全農ミートフーズ九州支社、福岡県食肉衛生検査所、  
福岡県筑紫保健福祉環境事務所

内 容：UAE 向けのハラール認証について

- ・ JA 全農ミートフーズ九州支社、福岡県食肉衛生検査所との打合せの中で、「衛生証明書がないと、動物検疫が受けられない。」
- ・ 「日本には家畜伝染予防法があって、日本に入らない食肉もあるが、UAE 側にもそういった基準があるのではないか。」
- ・ 福岡県筑紫保健福祉環境事務所との打合せでは、「食品としての衛生証明は、県庁（保健衛生課 乳肉衛生係）が直接行うことも考えられる。」

平成 20 年 10 月 2 日の「佐賀牛中東輸出に係る情報共有会議」

参加者：大田参事、晴氣技術監、立石係長、生活衛生課職員、佐賀中部保健福祉事務所職員、食肉衛生検査所職員

用 務：関係法令の把握・輸出計画の素案づくり

- ・ 20 年度にドバイを念頭に UAE に佐賀牛を輸出したい。
- ・ 牛の処理は、多久の畜産公社で、ハラール問題を解決のうえ、と殺、解体し、JA 全農ミートフーズルートで輸出する計画
- ・ 上記の計画を説明したうえで、農林水産省輸出促進室発行の「我が国の農林水産物・食品輸出マニュアル - アラブ首長国連邦編 - 」資料で意見交換

以上のような協議を行ううえで、事前準備として農水省のホームページ等にアクセスや調査をしていないはずはないと思慮される。

( 5 ) 流通課職員から供述の訂正あり（平成 21 年 7 月 13 日）

- ・ 動物検疫所のホームページにアクセスしていたことを牛肉輸出問題再調査チームから指摘され、それに関する事情聴取をされたことを大田参事、立石係長、堤係長の 3 名が慌てて報告に来た。

( やはりアクセスをしていた。 )

報告によれば、牛肉輸出問題再調査チームから

- ・ 大田参事を含む 3 名のパソコンのアクセス記録を見せられた。
- ・ それは、3 名のパソコンからどの時期に、どのタイミングで動物検疫所のホームページにアクセスしたかの記録であった。
- ・ その記録によると、何月何日の何時何分にアクセスしたかとか、持出しページに何時何分にアクセスしているとかの一覧表であった。

- ・ 牛肉輸出問題再調査チームからは、「これを見て、見ただろうという意図ではなく、要はパソコンからアクセスをした事実でしかないので、この記録を見てどのように思われますか説明してくれ。」と言われた。

大田参事： その記録を見ても思い出せることがない。それを見た段階でも記憶がありません。

堤 係長： これだけの記録を見せられると、アクセスしたかも知れませんが記憶にありません。

立石係長： 本当に失念しておりました。そして記憶にはなかった。

「ただ、記録がある。私のパソコンから動物検疫のホームページにアクセスしていることは事実ですのでそうかも知れません。」と答えている。

そして、アクセスした日は、

9月9日（少量でもお土産云々というページ）

9月11日（トップページ）

10月2日（衛生関係部局との情報共有会議の前に輸出関係の様式確認のため）

10月29日（動物検疫所に電話連絡した日で、問合わせの前か後に）

11月11日（動物輸出に関することを調べるため）

にアクセスしていたとの証言があった。

\*（参考）

11月11日に佐賀商工会議所に原産地証明を発行依頼

11月13日に県食肉衛生検査所にと畜証明書発行依頼

この証言の確認のため、平成21年7月13日に監査委員が牛肉輸出問題再調査チームの座長を尋ねたが、確認を拒否された。

#### （6） 監査委員の判断

家畜伝染病予防法や動物検疫について思い至らなかったとか調べる暇が無かったと言うのは信じがたい。

- ・ 動物検疫所のホームページには、平成20年7月17日から一般の方向けの国外持出しについて掲載されている。また、同ホームページを見ると、インターネットで調べようと思えば極めて簡単に動物検疫のなんたるかや輸出

証明書・衛生証明書の解説など必要な情報を得ることができる環境にあった。

- ・ 在ドバイ総領事館からは「アラブ圏においてハラール認証していない肉を持って来るのは十分注意するよう」助言を頂いた。在アラブ首長国連邦日本国大使館からは「とにかく焦らないこと。現時点での違法な牛肉の持込みなどで、焦って誤った方向に進むと取り返しが付かないことになる。アラブの世界は狭い。まずは安心できるローカル・サプライヤーを見つけること。」と忠告があったことを平成20年6月25日に田中本部長が関係者数十人にあてたメールがある。
- ・ 平成20年7月11日に開かれた佐賀牛中東輸出プロジェクト総合会議(中東輸出チームの立上げ)は田中本部長も出席して各担当の分担や今後のスケジュールについて意識合せが行われている。その席で配布された資料の今後の課題としてハラールが解決できるまでは佐賀牛のサンプル提供やハンドリングでの持込みができないことが記されていたこと。
- ・ JA全農ミートフーズとの平成20年9月5日「佐賀牛輸出にかかる打合せ」の復命書の中に「衛生証明書については、これがないと動物検疫が受けられないとのことで、様式については2国間で検討されるだろう。日本には家畜伝染病予防法があって、これに基づいて日本に入らない食肉もあるが、UAE側にもそういった基準が有るのではないだろうか?」とあること。
- ・ 農林水産省の調査によると、平成20年10月29日からの動物検疫所と流通課との電話でのやりとりの中で、流通課に対しハラールを含めた一連の手続きが説明されている。平成20年10月30日に流通課から「ハラール証明機関として正式に認証されていない機関が発行したハラール証明であっても、動物検疫を実施してくれるか。」との質問があり、「ハラールと畜証明があれば暫定的ではあるが可とされている。証明書類については事前に現地での受入の可否を確認してもらいたい。」と動物検疫所から回答されている。さらに、翌10月31日、流通課からのと畜証明の内容についての問合せがあった際に、「まずはと畜場の認定が前提である。」旨確認し、と畜場の認定がなければ、暫定的な対応もできない旨説明されている。したがって、動物検疫の必要性を認識していたと思われること。
- ・ 各国へ入国する際に、航空機内又は入国審査場などで税関への申告の有無を記入する用紙や注意が配布、備え付けられている。その申告書や注意には「果物や生もの(肉、魚など)は持ち込めません。肉・魚類入りのインスタント食品も持込みを禁止されています。」申告の必要がある物品として「海産物、動植物、又はその製品」など警告が表記されており一般の旅行者も目にして

いること。

- ・ 「我が国の農林水産物・食品輸出マニュアル - アラブ首長国連邦編 - (2007年3月農林水産省大臣官房国際部貿易関税チーム)」(公開)を流通課で所持しており、平成20年3月27日のコスモトレードアンドサービスとの「佐賀牛輸出に係る打合せ」や平成20年10月2日の「佐賀牛中東輸出に係る情報共有会議」に資料として使われている。この中には、第1章輸出事前確認 日本の輸出規制、UAEの輸入規制、UAEの検疫・通関を円滑に行うための日本での事前業務・手続、第8章 輸入衛生検査条件のクリアに検疫等のことが記述されており読んでいないとは考えられないこと。

以上、県議会・請求人(県民目線) 職員及び関係人調査、その他の調査資料から判断すると、流通課の見解「お土産やサンプルであれば、検疫の必要がない。検疫は、商業ベースでの輸出の場合に必要」には無理があり、検疫の必要性の認識は十分あったと推定されるが、捜査権もなく、限られた監査期間(60日間)の中で監査結果の報告を取りまとめなければならない状況下では、故意に未検疫の佐賀牛を違法に持ち出したという確証を得られるまでには至らなかった。

#### 4 判断の理由

以上に基づき、本件請求について次のように判断した。

今回の中東市場開拓推進事業は、知事の政策的判断により県として重点的に推進してきた事業である。

関係職員の行為は、十分な情報がない中で、非常に短い期間内にハラール処理という宗教上の問題も含め、UAE ドバイへの日本で一番乗りによる佐賀牛の輸出実現という上司の職務命令に従い、強いプレッシャーを感じながら、領事館という公的機関の示唆に依拠し、動物検疫を怠ったと思われるが、私利私欲のために行った行為ではないと認められる。

また、佐賀県農林水産物等輸出促進協議会が、UAE への未検疫佐賀牛の持ち出し問題により国庫補助金を自主返納したことに伴い、県が、同協議会とは実質的に一体不可分であるとして、新たに負担金を支出したのは事実であるが、今回の返還は、政治的判断に基づくものであり、これをもって直ちに、個別の職員に賠償責任を課すのは職員への過大な負担と言わざるを得ない。

このような場合に職員個人に対して直ちに損害賠償を求めるのであれば、職員は業務遂行に当たり、先進的な事業に取り組むことなく、従来通りの業務に終始することが危惧される。

よって、今回の監査だけをもって、一職員が損害賠償責任を負うべき過失は全くないとは言えないが、あったとも断定できなかった。

## 第7 知事への意見

本件請求に対する監査結果は上記のとおりであるが、このことを踏まえ知事に対し監査委員の意見を次のとおり付す。

- 1 今回の件は、農林水産省から、事実関係等の再検証を行い、事実関係を徹底的に解明するとともに、具体的な再発防止策の報告を求められ、現在もその作業が進められているところである。この結果も踏まえ、知事以下、責任をさらに明確にしたうえで、県民に説明すべきである。
- 2 今回の件は、数値目標を意識するあまり、職員に対しその能力を超えた過重な負担を与え、本部長、副本部長のチェック機能が十分働かないまま業務が推進されるという杜撰な意思決定が行われている。今一度組織の管理体制をしっかりと見直すべきである。
- 3 平成19年3月に策定した「佐賀県コンプライアンス基本方針」の中に「職員の10の行動規範」として「法令等を遵守」、「適正な手続きに基づいて行うとともに、判断に当たっては、勝手な思い込みをしない。」と掲げるほか、「ハラスメントの禁止」として「短時間のうちに処理不可能な膨大な業務を指示する。」と例示している。それにも関わらず今回のような事態を招いたことは遺憾である。再度、この方針を全職員に対し徹底すべきである。
- 4 平成17年3月に策定した「佐賀県危機管理基本マニュアル」の中に「迅速な情報の伝達と情報の共有が重要」と記載しながら、農林水産省への報告が遅れたことで問題が大きくなったことは遺憾である。再度、このマニュアルを全職員に対し徹底すべきである。

5 今回の件では、協議会とは名ばかりで、協議会運営を実質的に県職員のみが担い、まさに協議会が県組織となっている実態があった。

協議会に県が負担金を拠出することで、県（会計担当部署）や議会のチェックもなく、安易な支出に陥りやすい環境を作り出している。また、内部監査も杜撰であり、県の予算執行の隠れ蓑となっていると言わざるを得ない。

また、今回の業務は、協議会と県との役割分担や職務上の位置づけが不明確なまま実施されていた。

よって、県が構成メンバーとなる協議会のあり方を全庁的に見直し、統一的な基準を定めるべきである。